

写

平成12年3月16日

厚生大臣 丹羽 雄哉 殿

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形 昭弘

答 申 書

平成12年3月16日厚生省発老第44号をもって諮問のあった、居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額（平成12年2月厚生省告示第33号）の一部改正については、これを了承する。

なお、本年4月の施行を目前にした現段階においては、市町村、国保連及び居宅介護支援事業者におけるシステム変更が間に合わないこと等を考慮すれば、当面、今回諮問のあった市町村の判断に基づく特例的な取扱いにより対応することはやむを得ないが、制度の実施状況等を踏まえ、今後、利用者の利便性や選択性を尊重して、訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の枠の一本化を図ることを検討すべきである。